

第106回 定時株主総会 招集ご通知

◎お土産はご用意いたしておりません。
何卒ご理解いただくようお願い申し上げます。

開催
日時

2023 年 6 月 29 日 (木曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

開催
場所

東京都品川区大崎一丁目11番1号
当社会議室
(ゲートシティ大崎ウエストタワー16階)
(末尾に記載の会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件

目次	
第106回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	23
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告	41

証券コード：9074
2023年6月7日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
日本石油輸送株式会社
取締役社長 原 昌一郎

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jot.co.jp>



上記ウェブサイトにアクセスのうえ、「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

なお、当社ウェブサイトは2023年6月30日にリニューアルを予定しており、同日以降は、上記ウェブサイトにアクセスのうえ、「株主・投資家情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。（リニューアル前後で、当社ウェブサイトのアドレスに変更はございません。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9074/tei/ji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日本石油輸送」を、または「コード」に当社証券コード「9074」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、開催当日のご出席に代えて、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）により議決権を事前行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
当社会議室（ゲートシティ大崎ウエストタワー16階）
（末尾に記載の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第106期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第106期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）書面による議決権行使において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- （2）同一の株主様が書面および電磁的方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (3) 電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎新型コロナウイルス感染症対策として、株主総会会場において必要な対策を講じさせていただく場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会の運営につきましては、必要に応じインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jot.co.jp>) にてご案内させていただきます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「会社の体制および方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「重要な会計方針に係る事項に関する注記」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、当該書面は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部です。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当該事項を掲載しているインターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎お土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただくようお願い申し上げます。

<決議ご通知のご郵送および株主報告書の発行の取り止めについて>

株主総会の決議結果につきましては、株主総会終了後、書面による「決議ご通知」を送付しておりましたが、今後はこれに代え、当社ウェブサイトへ掲載する方法により、お知らせいたします。

また、「決議ご通知」に併せて送付していた、当社の業績や近況等をお知らせする「株主報告書」につきましても、紙資源の節減等の観点から、本年6月発行分は当社ウェブサイトへの掲載のみとし、それ以降は当社ウェブサイトにおける各情報のさらなる充実を図ることで、発行自体を取り止めさせていただきます。

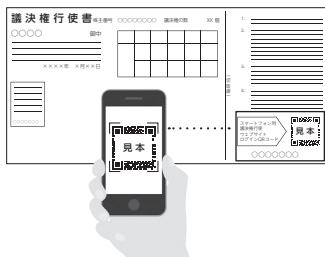
株主様におかれましては、何卒ご理解いただくようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

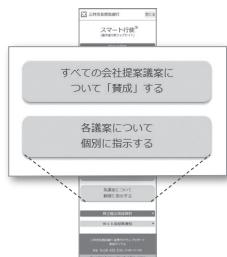
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



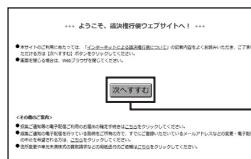
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

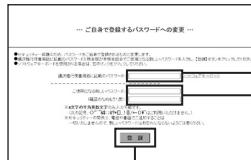
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

(議案および参考事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

[期末配当に関する事項]

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を利益配分に関する基本方針としております。この方針のもと、第106期の期末配当につきましては、業績や企業体質の充実強化、今後の事業展開等を勘案し、また株主の皆様に対する還元をより充実させるべく、第105期の期末配当よりも1株当たり10円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株当たり金50円 総額 165,517,050円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当および重要な兼職の状況	候補者属性	取締役会出席状況(2022年度)
1	栗本透	代表取締役会長	-	再任	12/12回
2	原昌一郎	代表取締役社長 社長執行役員	-	再任	12/12回
3	高橋文弥	取締役専務執行役員	グループ安全推進部管掌 石油輸送事業部長兼高圧ガス輸送事業部長兼石油輸送事業部石油1部長	再任	12/12回
4	武本修	取締役常務執行役員	化成品・コンテナ輸送事業部長	再任	12/12回
5	岡崎基太	取締役執行役員	人事部、経理部、情報システム部管掌 経営企画室長兼人事部長	再任	11/12回
6	松井克浩	取締役執行役員	総務部、資産運用部管掌 総務部長兼資産運用部長	再任	12/12回
7	遠藤尚	執行役員	化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長	新任	-
8	田長丸雅司	取締役	株式会社エネックス代表取締役社長	再任	12/12回
9	草刈隆郎	社外取締役	-	再任 社外取締役 独立役員	12/12回
10	坂之上洋子	社外取締役	経営ストラテジスト、著作業 合同会社DMM.comチーフコーポレートオフィサー 一般社団法人42Tokyo理事長	再任 社外取締役 独立役員	11/12回



候補者番号

1

くりもと とおる
栗本 透

(1943年8月14日生)

再任

所有する当社の株式数

24,200株

取締役会出席状況

(2022年度)

12/12回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1966年 4月 当社入社
1991年 6月 当社取締役人事部長
1995年 4月 当社取締役横浜支店長
1996年 4月 当社常務取締役経営企画室長兼管理本部長
1998年 6月 当社常務取締役経営企画室長、管理本部長兼人事グループ部長
1999年 4月 当社常務取締役経営企画室長兼管理本部長
2000年 4月 当社常務取締役
2000年 6月 当社取締役
株式会社エネックス代表取締役社長
2005年 6月 当社代表取締役社長
2011年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2012年 6月 当社代表取締役会長（現職）

取締役候補者とした理由

栗本 透氏は、長年にわたり当社および当社グループ会社の経営に携わり、2012年6月から当社の代表取締役会長を務めております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式数
7,400株

取締役会出席状況
(2022年度)
12/12回

候補者番号

2

はら しょう いち ろう
原 昌 一 郎

(1962年12月8日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2012年 6月 当社取締役執行役員石油部長
2013年 4月 当社取締役執行役員石油部長兼グループ安全推進部長
2015年 4月 当社取締役
株式会社エネックス常務取締役
2015年 6月 同社代表取締役社長
2018年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現職）

取締役候補者とした理由

原 昌一郎氏は、長年にわたり当社および当社グループ会社の経営に携わり、2015年6月から当社グループの中核子会社である株式会社エネックスの代表取締役社長を務めた後、2018年6月から当社の代表取締役社長を務めております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式数
2,000株
取締役会出席状況
(2022年度)
12/12回

候補者番号

3

たか はし ふみ や
高橋 文弥

(1961年12月22日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2013年 4月 当社執行役員関東支店長
2013年 6月 当社取締役執行役員関東支店長
2015年 4月 当社取締役執行役員石油部長
2018年 6月 当社取締役常務執行役員石油部長
2021年 6月 当社取締役専務執行役員石油部長
2021年 7月 当社取締役専務執行役員石油輸送事業部長兼高圧ガス輸送事業部長兼石油輸送事業部石油1部長（現職）

[当社における現在の担当]

グループ安全推進部管掌

取締役候補者とした理由

高橋文弥氏は、長年にわたり当社の執行役員および取締役として、主に石油輸送事業およびコンテナ輸送事業の運営に携わり、同分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式数
1,700株
取締役会出席状況
(2022年度)
12/12回

候補者番号

4

たけもと
武本

おさむ
修

(1960年4月6日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 日本石油株式会社（現ENEOS株式会社）入社
2014年6月 同社北海道支店長
2016年4月 同社執行役員広報部長
2017年4月 当社執行役員
2017年6月 当社取締役執行役員
2018年6月 当社取締役常務執行役員
2021年7月 当社取締役常務執行役員化成品・コンテナ輸送事業部長（現職）

取締役候補者とした理由

武本 修氏は、ENEOS株式会社において、主に石油製品の販売事業の運営に携わり、同分野において豊富な経験と実績を有しております。また、2017年から当社の執行役員および取締役として、主に化成品輸送事業およびコンテナ輸送事業の運営に携わっております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式数
1,100株
取締役会出席状況
(2022年度)
11/12回

候補者番号

5

おかざき
岡崎

もとた
基太

(1965年11月18日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年 4月 当社入社
- 2015年 6月 当社執行役員経理部長兼情報システム部長
- 2016年 6月 当社取締役執行役員人事部長、経理部長兼情報システム部長
- 2018年 4月 当社取締役執行役員人事部長兼経理部長
- 2019年 6月 当社取締役執行役員人事部長、経理部長兼情報システム部長
- 2020年 4月 当社取締役執行役員人事部長兼情報システム部長
- 2021年 4月 当社取締役執行役員経営企画室長兼人事部長（現職）

[当社における現在の担当]

人事部、経理部、情報システム部管掌

取締役候補者とした理由

岡崎基太氏は、当社の執行役員および取締役として、主に人事、経理、情報システムの分野を担当し、豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数
1,100株
取締役会出席状況
(2022年度)
12/12回

候補者番号

6

まつ い かつ ひろ
松井 克浩

(1957年6月19日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年4月 日本石油株式会社（現ENEOS株式会社）入社
- 2007年4月 同社根岸製油所副所長
- 2010年7月 当社総務部副部長
- 2013年4月 当社CSR推進室長兼総務部長
- 2014年6月 当社執行役員CSR推進室長兼総務部長
- 2017年4月 当社執行役員総務部長
- 2018年6月 当社取締役執行役員総務部長
- 2021年4月 当社取締役執行役員総務部長兼資産運用部長（現職）

[当社における現在の担当]

総務部、資産運用部管掌

取締役候補者とした理由

松井克浩氏は、当社の執行役員および取締役として、主に総務、法務・コンプライアンスおよび資産運用事業を担当し、豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式数
1,000株

候補者番号

7

えん どう
遠 藤

ひさし
尚

(1970年5月3日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1993年4月 当社入社
- 2015年4月 当社海外事業部長
- 2021年6月 当社化成品部長兼海外事業部長
- 2021年7月 当社化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長兼化成品2部長
- 2022年4月 当社化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長
- 2022年6月 当社執行役員化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長（現職）

取締役候補者とした理由

遠藤 尚氏は、当社の石油輸送事業および化成品輸送事業の運営に携わり、同分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、新しく取締役候補者としました。



所有する当社の株式数
1,900株

取締役会出席状況
(2022年度)
12/12回

候補者番号

8

た お さ ま る ま さ し
田長丸 雅 司

(1963年9月24日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2012年4月 当社執行役員 LNG部長
2014年6月 当社取締役執行役員 化成部品部長
2018年6月 当社取締役常務執行役員 化成部品部長
2021年6月 当社取締役 (現職)
株式会社エネックス代表取締役社長 (現職)

[重要な兼職の状況]
株式会社エネックス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

田長丸雅司氏は、長年にわたり当社の執行役員および取締役として、主に高圧ガス輸送事業および化成部品輸送事業の運営に携わり、2021年6月から当社グループの中核子会社である株式会社エネックスの代表取締役社長を務めております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



候補者番号

9

く さ か り た か お
草 刈 隆 郎

(1940年3月13日生)

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
(2022年度)
12/12回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1964年 4月 日本郵船株式会社入社
- 1999年 8月 同社代表取締役社長
- 2002年 4月 同社代表取締役社長経営委員
- 2004年 4月 同社代表取締役会長経営委員
- 2006年 4月 同社代表取締役会長・会長経営委員
- 2009年 4月 同社取締役・相談役
- 2010年 6月 同社相談役
- 2011年 6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役
- 2015年 4月 日本郵船株式会社特別顧問
- 2017年 6月 当社社外取締役（現職）
- 2020年 6月 株式会社カネカ社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

草刈隆郎氏は、日本郵船株式会社代表取締役社長や日本経済団体連合会副会長等を歴任する等、企業経営および国内外の物流事業分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、併せて独立した客観的な観点から、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向けた経営の意思決定と業務執行の監督を担い、社外取締役としての役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年間であります。



候補者番号

10

さかのうえようこ
坂之上 洋子

(1965年2月10日生)

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
(2022年度)
11/12回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1998年 9月 ユーエス・スタイル・コム入社
- 2001年 8月 ブルービーグル・インク設立 代表取締役社長
- 2011年 4月 日本グローバルヘルス協会（現一般社団法人ジェイ・アイ・ジー・エイチ）
最高戦略責任者
- 2012年 4月 東京大学医学系研究科国際保健政策学部非常勤講師
- 2012年 5月 観光庁ビジットジャパン・クリエイティブアドバイザー
- 2015年 6月 当社社外取締役（現職）
- 2020年 9月 合同会社DMM.comチーフコーポレートオフィサー（現職）
- 2023年 4月 一般社団法人42Tokyo理事長（現職）

[重要な兼職の状況]

- 経営ストラテジスト、著作業
- 合同会社DMM.comチーフコーポレートオフィサー
- 一般社団法人42Tokyo理事長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

坂之上洋子氏は、国内外における活動で培われた幅広い見識、豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、併せて独立した客観的な観点から、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向けた経営の意思決定と業務執行の監督を担い、社外取締役としての役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年間であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 草刈隆郎氏および坂之上洋子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、草刈隆郎氏および坂之上洋子氏について、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員として、同取引所に対し届出を行っており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、草刈隆郎氏および坂之上洋子氏との間で、両氏がその職務を行うにつき、善意であり、かつ重大な過失がないときは、社外取締役の会社に対する会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める額（当該社外取締役の報酬等の2年分に相当する額）を限度とする旨の契約（責任限定契約）を締結しており、両氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことや当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が保険会社により填補（被保険者が法令違反行為であることを認識して行った行為の場合等を除く）されることとなり、保険料は全額を当社にて負担しております。また、当該契約では、填補する額について限度額を設けることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、各候補者が取締役に選任された場合、当該契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時（2023年7月）におきましても、同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本総会後の当社取締役（予定）のスキル・マトリックス

本議案について、全候補者の選任が承認可決された場合、当社取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏 名	地 位	ス キ ル								
		企業 経営	財務・ 会計	人事・ 労務・ 人材開発	法務・ コンプラ イアンス	グロー バル	IT・DX	ESG	営業 (安全、品質 を含む)	
くりもと とおる 栗 本 透	代表取締役会長	●							●	
はら しょういちろう 原 昌一郎	代表取締役社長 社長執行役員	●							●	●
たか はし ふみ や 高 橋 文 弥	取締役専務執行役員	●								●
たけ もと おさむ 武 本 修	取締役常務執行役員	●				●				●
おか ざき もと た 岡 崎 基 太	取締役執行役員		●	●				●	●	
まつ い かつ ひろ 松 井 克 浩	取締役執行役員				●				●	
えん どう ひさし 遠 藤 尚	執 行 役 員					●				●
た おさまる まさ し 田長丸 雅 司	取 締 役	●							●	●
くさ かり たか お 草 刈 隆 郎	社 外 取 締 役	●		●		●			●	
さかのうえ よう こ 坂之上 洋 子	社 外 取 締 役	●		●		●	●	●	●	

(注) 1. 上記は、各取締役に特に期待するスキルを表しており、各取締役の有する全てのスキルを表すものではありません。

2. 地位は現在の地位を記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 齊藤貴一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



さいとう たかかず
齊藤 貴一 (1973年8月2日生)

再任

社外監査役

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況
(2022年度)

12/12回

監査役会出席状況
(2022年度)

14/14回

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

2001年10月 裁判官任官

2006年4月 東京弁護士会弁護士登録
卓照総合法律事務所入所

2015年6月 日本年金機構不正アクセス事案検証参与

2016年8月 卓照総合法律事務所パートナー (現職)

2018年6月 当社社外監査役 (現職)

[重要な兼職の状況]

卓照総合法律事務所弁護士

社外監査役候補者とした理由

齊藤貴一氏は、弁護士として企業法務に関する専門的な知識、豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、併せて独立した客観的な観点から、取締役による経営の意思決定と業務執行に関し、適切な監査を担い、当社のコーポレート・ガバナンス体制を充実させることができると判断し、引き続き社外監査役候補者としてしました。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって5年間です。

- (注) 1. 齊藤貴一氏は、社外監査役候補者であります。
2. 齊藤貴一氏は、卓照綜合法律事務所所属の弁護士であり、当社は同事務所と顧問契約を締結しております。その取引額は、当社連結売上高の0.01%未満であり、また、同事務所の年間収入額の1%未満といずれも僅少のため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
3. 当社は、齊藤貴一氏との間で、同氏がその職務を行うにつき、善意であり、かつ重大な過失がないときは、社外監査役の会社に対する会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める額（当該社外監査役の報酬等の2年分に相当する額）を限度とする旨の契約（責任限定契約）を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
- 当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことや当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が保険会社により填補（被保険者が法令違反行為であることを認識して行った行為の場合等を除く）されることとなり、保険料は全額を当社にて負担しております。また、当該契約では、填補する額について限度額を設けることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
- なお、候補者が監査役に選任された場合、当該契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時（2023年7月）におきましても、同内容での更新を予定しております。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案し、当期末に在籍していた取締役9名に対し総額62,670千円（内社外取締役2名に7,200千円）、同監査役4名に対し総額11,540千円の役員賞与を支給したいと存じます。なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

当社は、2021年3月26日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告（33頁）に記載のとおりであります。本議案につきましては、当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I. 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなかで社会経済活動の正常化が進みましたが、ロシア・ウクライナ問題の長期化や為替相場の急激な変動の影響もあり、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの事業環境につきましては、輸送需要は徐々に回復傾向にあるものの、エネルギー価格や原材料価格の高騰等の影響もあり、引き続き厳しい状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画（2021年度～2023年度）の達成に向け、感染症の予防を図りながら、安全・安定輸送を継続しつつ、基盤事業における収益の維持・確保や生産性向上、海外輸送の収益力の向上、脱炭素社会に向けた輸送需要への対応等に取り組みました。

この結果、当連結会計年度における売上高は35,128百万円（前年同期比2.5%増）となりました。また、営業利益は1,511百万円（同3.6%増）、経常利益は1,794百万円（同10.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,227百万円（同12.8%増）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(石油輸送事業)

鉄道輸送において出荷地変更の影響による輸送数量の増加に加え、自動車輸送における需要の増加等により、売上高およびセグメント利益は増加いたしました。

この結果、当事業における売上高は15,889百万円（前年同期比3.4%増）、セグメント利益は493百万円（同25.0%増）となりました。

(高圧ガス輸送事業)

LNG輸送および水素輸送において新規輸送による増加等があったものの、LPG輸送における需要の減少等により、売上高は前年並みの8,870百万円（前年同期比0.1%増）となりました。一方、燃料費や人件費等の経費の増加により、セグメント利益は118百万円（同65.3%減）となりました。

(化成品・コンテナ輸送事業)

化成品輸送においては、国内輸送の需要が減少いたしました。海外輸送における収益力の向上や円安の影響等が寄与し、売上高は増加いたしました。

コンテナ輸送においては、自然災害による貨物列車の運休の影響等を受け、売上高は減少いたしました。

この結果、当事業における売上高は9,882百万円（前年同期比3.6%増）、セグメント利益は632百万円（同37.6%増）となりました。

(資産運用事業)

不動産賃貸において新規物件の賃貸開始があったものの、太陽光発電において発電量が減少したため、売上高は前年並みの485百万円（前年同期比0.1%減）となりました。また、経費の減少によりセグメント利益は266百万円（同1.3%増）となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、社会経済活動の正常化により景気の回復が期待される一方、ロシア・ウクライナ問題の長期化や、海外経済の減速等による悪影響も懸念され、先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

当社グループの事業環境につきましても、国内外の情勢を受けた物価高騰の影響や、これによる輸送需要の低迷等に加え、2024年には物流業界における時間外労働の上限規制が適用され、さらなる乗務員不足も危惧されるなど、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

中期経営計画2年目となる2022年度は、厳しい事業環境のなかで、利益面においては計画を下回る結果となりましたが、最終年度となる2023年度におきましては、中期経営計画における各事業の基本方針・行動計画のもと、安全・安定輸送を継続しつつ、目標に向かって力を尽くしてまいります。

また、「クリーンロジスティクス」（CO₂の排出抑制に向けた、新たなエネルギーの輸送事業や輸送方法）の実現、新規事業創出等の将来を見据えた取り組みや、雇用環境の改善による乗務員の確保を継続的に進めるとともに、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営の実践にも努め、強い収益基盤と安定した財務体質を確立し、国内ナンバーワンのエネルギー輸送会社を目指してまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は、28億円であり、その主なものは、次のとおりであります。

(石油輸送事業)

自動車（ローリー等） 24台

自動車営業所建物・設備（堺市）

(高圧ガス輸送事業)

自動車（ローリー等） 61台

(化成品・コンテナ輸送事業)

化成品コンテナ 417個

冷蔵等コンテナ 221個

自動車（ローリー等） 3台

なお、上記の所要資金は、自己資金、借入金およびリースによって調達いたしました。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	第103期 2019年度	第104期 2020年度	第105期 2021年度	第106期 2022年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	34,326	32,341	34,262	35,128
経 常 利 益 (百万円)	1,699	1,516	1,630	1,794
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,115	915	1,088	1,227
1株当たり当期純利益	337円31銭	276円85銭	329円19銭	371円20銭
総 資 産 (百万円)	33,301	35,396	35,649	36,803
純 資 産 (百万円)	19,240	20,693	21,406	22,589

(注) 第105期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、また、不動産賃貸に係る損益のうち、当社所管分について、営業外損益に表示する方法から売上高および売上原価に表示する方法に変更しております。なお、第104期に係る売上高、総資産および純資産については、当該会計基準等および表示方法の変更を遡って適用した後の数値を記載しております。

5. 重要な子会社の状況等 (2023年3月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
株式会社エネックス	100	100	石油製品・高圧ガス等の貨物自動車輸送、油槽所等の基地運営業務
近畿石油輸送株式会社	75	100	石油製品・高圧ガス等の貨物自動車輸送
株式会社ニュージェイズ	48	100	石油化学製品・高圧ガス等の貨物自動車輸送、自動車整備事業
株式会社JKトランス	100	100	石油製品・石油化学製品等の貨物自動車輸送

(2) その他

ENEOSホールディングス株式会社は、当社の株式を964,493株(議決権比率29.29%)所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。当社は同社の子会社であるENEOS株式会社から、石油製品の鉄道タンク車・タンクローリー輸送等の委託を受けております。

6. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

セグメントの名称	主要な事業内容
石油輸送事業	石油製品（ガソリン・灯油等）の鉄道タンク車輸送・貨物自動車輸送
高圧ガス輸送事業	高圧ガス（LNG等）の鉄道コンテナ輸送・貨物自動車輸送および複合一貫輸送
化成品・コンテナ輸送事業	石油化学製品等の鉄道コンテナ輸送・貨物自動車輸送ならびに国内および国際複合一貫輸送、各種コンテナのリース、鉄道用冷蔵・冷凍コンテナ等のレンタル・リース
資産運用事業	不動産賃貸事業および太陽光発電事業

7. 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

(1) 当社

名称	所在地または事業所名およびその所在地
本社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
支店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、関東支店（川崎市）、中部支店（名古屋市）、関西支店（大阪市）、九州支店（福岡市）、シンガポール支店（シンガポール共和国）

(2) 子会社

会社名	所在地
株式会社エネックス 本社	東京都品川区
近畿石油輸送株式会社 本社	四日市市
株式会社ニュージェイズ 本社	四日市市
株式会社JKトランス 本社	川崎市

8. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
石油輸送事業	1,487名	30名増
高圧ガス輸送事業		
化成品・コンテナ輸送事業		
資産運用事業		
全社（共通）	31名	3名減
合計	1,518名	27名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当社グループは、同一の従業員が重複するセグメントに従事しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
159名	増減なし	41.7歳	15.5年

(注) 従業員数は就業人員であります。

9. 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	60
株式会社三菱UFJ銀行	50

II. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 6,000,000株
2. 発行済株式の総数 3,322,935株 (自己株式12,594株を含む)
3. 株主数 3,223名
4. 大株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
E N E O S ホールディングス株式会社	964,493	29.14
光 通 信 株 式 会 社	202,500	6.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	177,700	5.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	127,500	3.85
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	78,899	2.38
小 野 寺 毅	72,100	2.18
日本石油輸送グループ従業員持株会	68,700	2.08
日 本 車 輜 製 造 株 式 会 社	66,943	2.02
デイエフエイ アイエヌティーエル スモール キャップ バリュースポーツフォリオ	48,421	1.46
衛 藤 素 子	39,900	1.21

(注) 持株比率は、自己株式 (12,594株) を控除して計算しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	栗 本 透	
代表取締役社長 社長執行役員	原 昌 一郎	
取 締 役 員 専務執行役員	高 橋 文 弥	グループ安全推進部管掌 石油輸送事業部長兼高圧ガス輸送事業部長兼石油輸送 事業部石油1部長
取 締 役 員 常務執行役員	武 本 修	化成品・コンテナ輸送事業部長
取 締 役 員 執行役員	岡 崎 基 太	人事部、経理部、情報システム部管掌 経営企画室長兼人事部長
取 締 役 員 執行役員	松 井 克 浩	総務部、資産運用部管掌 総務部長兼資産運用部長
取 締 役	田長丸 雅 司	株式会社エネックス代表取締役社長
社 外 取 締 役	草 刈 隆 郎	
社 外 取 締 役	坂之上 洋 子	経営ストラテジスト、著作業 合同会社DMM.comチーフコーポレートオフィサー
常 勤 監 査 役	高 野 潤	
監 査 役	辻 幸 則	
社 外 監 査 役	佐 野 裕	佐野公認会計士事務所公認会計士
社 外 監 査 役	齊 藤 貴 一	卓照綜合法律事務所弁護士

- (注) 1. 2022年6月29日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって、監査役 吉田秀穂氏は辞任により、退任いたしました。
2. 2022年6月29日開催の第105回定時株主総会において、辻 幸則氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
3. 当社は、社外取締役 草刈隆郎氏および坂之上洋子氏ならびに社外監査役 佐野 裕氏について、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い独立性を有しているものと判断し、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員として、同取引所に対し届出を行っております。
4. 監査役のうち佐野 裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考)

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員（取締役兼務者を除く）は、次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執 行 役 員	青 野 滋	内部監査室長
執 行 役 員	竹 本 明 彦	グループ安全推進部管掌 石油輸送事業部副部長
執 行 役 員	花 岡 雅 弘	化成品・コンテナ輸送事業部コンテナ部長
執 行 役 員	遠 藤 尚	化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款第27条の規定により、社外取締役2名との間で、社外取締役の会社に対する会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しており、社外取締役がその職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がないときは、その責任については会社法第425条第1項に定める額（当該社外取締役の報酬等の2年分に相当する額）を限度とすることとしています。

また当社は、会社法第427条第1項および定款第37条の規定により、社外監査役2名との間で、社外監査役の会社に対する会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しており、社外監査役がその職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がないときは、その責任については会社法第425条第1項に定める額（当該社外監査役の報酬等の2年分に相当する額）を限度とすることとしています。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことや当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が保険会社により填補（被保険者が法令違反行為であることを認識して行った行為の場合等を除く）されることとなり、保険料は全額を当社にて負担しております。また、当該契約では、填補する額について限度額を設けることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、当該契約は次回更新時（2023年7月）におきましても、同内容での更新を予定しております。

4. 取締役および監査役の報酬等

(1) 当事業年度における取締役および監査役の報酬等の額

区 分	定 額 報 酬		賞 与		合 計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
取 締 役 (内社外役員)	9名 (2名)	152百万円 (19百万円)	9名 (2名)	62百万円 (7百万円)	9名 (2名)	214百万円 (26百万円)
監 査 役 (内社外役員)	5名 (2名)	29百万円 (11百万円)	4名 (2名)	11百万円 (4百万円)	5名 (2名)	40百万円 (15百万円)
合 計 (内社外役員)	14名 (4名)	181百万円 (30百万円)	13名 (4名)	74百万円 (11百万円)	14名 (4名)	255百万円 (42百万円)

- (注) 1. 当社の報酬には、業績連動報酬等および非金銭報酬等は含まれておりません。
2. 上記の監査役の数には、2022年6月29日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 上記の賞与支給額は、2023年6月29日開催の第106回定時株主総会において付議し、原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定額であります。
4. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まれておりません。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役および監査役の基本報酬として、毎月支給する定額報酬の額は、2007年6月28日開催の第90回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額18,000万円以内（取締役の員数：10名（現在の取締役の員数：9名）、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬額を年額4,000万円以内（監査役の員数：4名（現在の監査役の員数：4名））と決議しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および当該決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等は、基本報酬として、毎月支給する定額報酬および株主総会の決議に基づいて支給する賞与により構成し、各取締役の地位・担当業務や会社業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

定額報酬については、月例の固定報酬とし、定時株主総会において決議した報酬総額の範囲内にて、地位・担当業務、在任年数に加え、他社水準、会社業績、従業員給与の水準、会社経営への貢献度合い等を総合的に勘案して決定します。

賞与については、当該事業年度の会社業績および会社経営への貢献度等を総合的に勘案して決定し、株主総会の決議に基づき、年1回支給します。

当事業年度においては、2022年6月29日開催の取締役会にて代表取締役会長の栗本 透氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、地位・担当業務等によって定めた初任基準額に、会社業績、会社経営への貢献度および在任年数等をベースに定めた基準に基づき査定し、各取締役の定額報酬の額を決定しております。

賞与については、月額報酬の一定の月率を基準額とし、会社業績に応じてその率を加減算して決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の管掌業務等に対する評価を行うには、代表取締役であり、かつ長年にわたり当社および当社グループ会社の経営に携わり、様々な分野において蓄積した豊富な経験と実績を有する代表取締役会長の栗本 透氏が最も適任であると判断したからであります。

また、内容の決定にあたっては、本基本方針に則り、権限の行使をより適切なものとするべく、事前に代表取締役社長との協議を経ることで、内容の適正性を確認しており、取締役会としては、本基本方針に沿うものであると判断しております。

なお上記方針は、2021年3月26日開催の取締役会にてその内容を決議しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役 坂之上洋子氏は、合同会社DMM.comのチーフコーポレートオフィサーに就任しておりますが、当社と同社との間には契約関係その他特別な関係はありません。
- ・社外監査役 佐野 裕氏は、個人の公認会計士事務所を開設しておりますが、当社と同事務所との間には契約関係その他特別な関係はありません。
- ・社外監査役 齊藤貴一氏は、卓照綜合法律事務所所属の弁護士であり、当社は同事務所と顧問契約を締結しております。その取引額は、当社連結売上高の0.01%未満であり、また同事務所の年間収入額の1%未満といずれも僅少のため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(2) 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役

	取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 草 刈 隆 郎	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。同氏は、企業経営および国内外の物流事業分野における豊富な経験と実績を生かし、予算・中期経営計画の進捗管理や、会社の将来的な事業展開に関する課題等に対し、独立した客観的な視点から質問や意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。また、取締役会以外の場においても、社外役員意見交換会を実施し、会社の課題等に対する認識の共有、意見交換や、会社への提言を行っております。
社外取締役 坂之上 洋 子	当事業年度に開催された取締役会12回中11回に出席いたしました。同氏は、国内外における活動で培われた幅広い見識、豊富な経験と実績を生かし、予算・中期経営計画の進捗管理や、人事制度、雇用に関する課題等に対し、独立した客観的な視点から質問や意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。また、取締役会以外の場においても、社外役員意見交換会を実施し、会社の課題等に対する認識の共有、意見交換や、会社への提言を行っております。

・社外監査役

	取締役会・監査役会への出席状況、発言状況
社外監査役 佐野 裕	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、公認会計士としての企業会計や監査に関する専門的な知識、豊富な経験と実績を生かし、取締役会においては、独立した客観的な視点から質問や意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役としての監査報告のほか、他の監査役が行った監査について独立した立場から質問や意見を述べております。</p> <p>さらに、取締役会以外の場においても、社外役員意見交換会を実施し、会社の課題等に対する認識の共有、意見交換や、会社への提言を行っております。</p>
社外監査役 齊藤 貴一	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的な知識、豊富な経験と実績を生かし、取締役会においては、独立した客観的な視点から質問や意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役としての監査報告のほか、他の監査役が行った監査について独立した立場から意見を述べております。</p> <p>さらに、取締役会以外の場においても、社外役員意見交換会を実施し、会社の課題等に対する認識の共有、意見交換や、会社への提言を行っております。</p>

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	内 容	金額 (百万円)
(1)	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。

4. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に職務上の義務違反、非行等が発生した場合、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会へ提案することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

※本文中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,131	流 動 負 債	6,888
現金及び預金	6,456	支払手形及び買掛金	1,745
受取手形、売掛金及び契約資産	3,811	短期借入金	424
リース投資資産	471	リース債務	1,955
棚卸資産	47	未払金	637
その他	345	未払法人税等	388
固 定 資 産	25,672	賞与引当金	858
有 形 固 定 資 産	19,029	役員賞与引当金	98
建物及び構築物	2,326	その他	780
機械装置及び運搬具	2,820	固 定 負 債	7,325
コンテナ	1,852	リース債務	4,347
土地	5,723	繰延税金負債	278
リース資産	6,254	修繕引当金	298
建設仮勘定	12	退職給付に係る負債	1,846
その他	39	その他	555
無 形 固 定 資 産	298	負 債 合 計	14,214
ソフトウェア	118	純 資 産 の 部	
その他	180	株 主 資 本	21,544
投資その他の資産	6,343	資本金	1,661
投資有価証券	5,080	資本剰余金	290
繰延税金資産	690	利益剰余金	19,629
退職給付に係る資産	69	自己株式	△ 37
その他	502	その他の包括利益累計額	1,045
		その他有価証券評価差額金	1,151
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		退職給付に係る調整累計額	△ 105
資 産 合 計	36,803	純 資 産 合 計	22,589
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	36,803

連結損益計算書

(自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		35,128
売上原価		31,323
売上総利益		3,804
販売費及び一般管理費		2,293
営業利益		1,511
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	162	
固定資産賃貸料	54	
固定資産売却益	69	
持分法による投資利益	50	
その他	81	419
営業外費用		
支払利息	76	
固定資産賃貸費用	20	
固定資産除売却損	14	
その他	23	135
経常利益		1,794
特別利益		
国庫補助金	99	
会員権売却益	31	131
特別損失		
固定資産圧縮損	95	95
税金等調整前当期純利益		1,830
法人税、住民税及び事業税	645	
法人税等調整額	△ 42	602
当期純利益		1,227
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,227

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
資 流 動 資 産	10,323	負 流 動 負 債	6,975
現金及び預金	6,446	営業未払金	2,617
営業未収入金及び契約資産	3,186	短期借入金	2,715
リース投資資産	471	未払金	566
貯蔵品	4	未払法人税等	321
商前払費用	2	未払消費税等	289
その他の資産	210	未払費用	112
固 定 資 産	15,570	未払り	49
有 形 固 定 資 産	9,073	預り金	44
建物	1,464	為替予約	0
構築物	208	賞与引当金	185
機械装置	353	役員賞与引当金	74
車両	1,368	固 定 負 債	2,141
コンテナ	1,823	リース債務	1,373
工具器具備品	14	長期未払金	137
土地	1,921	長期預り保証金	67
建物	1,917	繰延税金負債	34
無形固定資産	0	退職給付引当金	356
ソフトウェア	95	修繕引当金	170
ソフトウェア	180	負 債 合 計	9,117
投 資 其 他 の 資 産	6,221	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,130	株 主 資 本	15,875
関係会社株	3,354	資本	1,661
長期貸付	1,342	資本剰余金	290
差入金の	272	利益剰余金	290
その他	121	利益準備金	13,955
		利益準備金	415
		その他利益剰余金	13,540
		配当引当金	100
		自家保険積立金	500
		固定資産圧縮積立金	289
		別途積立金	280
		繰越利益剰余金	12,370
		自 己 株 式	△ 31
		評価・換算差額等	901
		その他有価証券評価差額金	901
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		純 資 産 合 計	16,777
資 産 合 計	25,894	負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,894

損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	29,694
売上原価	27,114
売上総利益	2,580
販売費及び一般管理費	1,568
営業利益	1,011
営業外収益	
受取利息	15
受取配当金	191
固定資産賃貸料	178
その他	187
営業外費用	
支払利息	37
その他	114
経常利益	1,432
特別利益	
国庫補助金	99
会員権売却益	26
特別損失	
固定資産圧縮損	95
税引前当期純利益	1,462
法人税、住民税及び事業税	470
法人税等調整額	△8
当期純利益	1,001

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本石油輸送株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野村 哲明
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 椎名 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本石油輸送株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本石油輸送株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本石油輸送株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 村 哲 明
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 椎 名 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本石油輸送株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びにその構築および運用の状況について、取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

日本石油輸送株式会社 監査役会

常勤監査役	高野	潤	㊟
監査役	辻	幸則	㊟
社外監査役	佐野	裕	㊟
社外監査役	齊藤	貴一	㊟

以上

第106回 定時株主総会 会場ご案内図

会場 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎ウエストタワー16階
(電話番号 03-5496-7671)

最寄駅 大崎駅 (JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン)
(東京臨海高速鉄道りんかい線)

南改札口より連絡橋を渡り徒歩2分

(株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記公共)
交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。)

